文京区告示第二三二号

文京区指定特定相談支援事業者の指定について

文京区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（文京区規則第十九号）第七条の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月二日

文京区長　成澤　廣修

文京区指定特定相談支援事業者

別紙のとおり

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定等の年月日	サービスの種類
ふる里学舎小石川	文京区小石川3－30－6	社会福祉法人佑啓会	千葉県市原市今富1110－1	令和8年11月1日	指定特定相談支援事業